

独立行政法人気象研究所法案 新旧対照条文目次

附則関係

○ 船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（附則第十条関係）	1
○ 気象業務法（昭和二十七年法律第六十五号）（附則第十一条関係）	2
○ 国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（附則第十二条関係）	3
○ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（附則第十三条関係）	4
○ 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第 号）（附則第十四条関係）	6

○船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第一（第二条関係）			
(略)	名称	(略)	根拠法
独立行政法人気象研究所		(略)	独立行政法人気象研究所法（平成二十一年法律第 号）
(略)		(略)	
名称	(略)	名称	(略)
	(略)		(略)
(略)	名称	(略)	根拠法

改 正 案	現 行
<p>（土地又は水面の立入り）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>2 気象庁長官は、緊急その他やむを得ない必要がある場合においては、独立行政法人気象研究所（以下この条及び第四十二条において「研究所」という。）に、前項の規定による立入りを行わせることができる。</p> <p>3 気象庁長官は、前項の規定により研究所に立入りを行わせる場合には、研究所に対し、当該立入りの場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。</p> <p>4 気象庁長官は、第一項又は第二項の規定によりその職員又は研究所に宅地又は垣、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入らせる場合においては、あらかじめその旨をその所有者、占有者又は占有者に通知しなければならない。ただし、これらの者に対し、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>（身分証票）</p> <p>第四十二条 第三十八条、第三十九条又は前条第四項から第六項までの規定により当該業務に従事する職員又は研究所の職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>	<p>（土地又は水面の立入）</p> <p>第三十八条（略）</p> <p>2 前項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地若しくは水面に立ち入らせる場合においては、あらかじめその旨をその所有者、占有者又は占有者に通知しなければならない。但し、これらの者に対し、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。</p> <p>（身分証票）</p> <p>第四十二条 第三十八条、第三十九条又は前条第四項から第六項までの規定により当該業務に従事する職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</p>

○国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案		現 行	
別表第三（第二百二十四条の三関係）			
(略)	名 称	(略)	根 拠 法
独立行政法人気象研究所		独立行政法人気象研究所法（平成二十一年法律第 号）	
(略)		(略)	
別表第三（第二百二十四条の三関係）			
(略)	名 称	(略)	根 拠 法

○研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）（附則第十三条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>附則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、この法律の公布の日又は高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>第七条 削除</p>	<p>附則 （施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第七条の規定はこの法律の公布の日又は独立行政法人気象研究所法（平成二十年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日から、附則第八条の規定はこの法律の公布の日又は高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第 号）の公布の日のいずれか遅い日から施行する。</p> <p>（独立行政法人気象研究所法の一部改正） 第七条 独立行政法人気象研究所法の一部を次のように改正する。 附則に次の一条を加える。 （研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部改正） 第十三条 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成二十年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。 別表中第三十二号を第三十三号とし、第三十一号の次に次の一号を加える。 三十二 独立行政法人気象研究所</p>

別表（第二条関係）

一〇三十一（略）

三十二 独立行政法人気象研究所

三十三 独立行政法人国立環境研究所

別表（第二条関係）

一〇三十一（略）

三十二 独立行政法人国立環境研究所

○独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十一年法律第 号）（附則第十四条関係）
 （傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（独立行政法人気象研究所法の一部改正） 第三十六条 独立行政法人気象研究所法（平成二十一年法律第 号）の一部を次のように改正する。 第八条の見出しを「（理事長及び理事の任期）」に改め、同条中「役員」を「理事長及び理事」に改める。 第十二条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会</p>	<p>（独立行政法人気象研究所法の一部改正） 第三十六条 独立行政法人気象研究所法（平成二十年法律第 号）の一部を次のように改正する。 第八条の見出しを「（理事長及び理事の任期）」に改め、同条中「役員」を「理事長及び理事」に改める。 第十二条第二項中「、あらかじめ、国土交通省の独立行政法人評価委員会</p>